

令和7年度 事業計画

《公益目的事業》

I 奨学金貸付制度の運営 【予算額 奨学金貸付金 37億4678万円（令和6年度 29億2511万円）】

奨学金制度を必要とする生徒・保護者への制度周知に努め、経済的に困難な状況にある生徒の修学を支援する。令和7年度入学生より入学時増額奨学資金の貸付限度額の引き上げを図るとともに、中学校在学中の予約申込みを促進し授業料実質無償化措置と一体となって、家庭の経済事情にかかわらない自由な学校選択を支援する。

また、高校等進学後の家計変動などにより就学が困難になった場合には、速やかに緊急貸付を実施するなど、高校進学後の生徒の環境変化にも柔軟に対応し就学を支援する。

■入学時増額奨学資金・奨学資金貸付制度概要

区 分	貸 付 対 象	貸付時期	所 得 基 準 ^(※1)		年収めやす ^(※2)	貸 付 限 度 額
入学時増額 奨学資金	借 用 人：生 徒 連帯保証人：保護者	高校等 入学前	国公立	251,100 円未満	800 万円未満	1 0 万円
			私 立			3 7 万円 ^(※3) (通信制は2 7 万円)
奨学資金		高校等 在学中	国公立 私 立	251,100 円未満	800 万円未満	授業料実質負担額 ^(※4) + その他教育費 10 万円
			私 立	347,100 円未満	1,000 万円未満	授業料実質負担額 ^(※5) (2 4 万円を上限)

(※1) 「市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額」*により算出した額（保護者合算）

(*政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)

(※2) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合

(※3) ICT関連費用に係る本人(保護者)負担がない場合、貸付限度額は30万円(通信制は20万円)

(※4) 各学校の授業料年額から、国や大阪府による支援額、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額

(※5) 府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は貸付対象外

1. 令和8年度高校等入学生に対する制度運営

奨学生の募集(予約)と奨学資金の貸付

次のとおり、実施する。

奨学金の区分	貸付予定者(定員)	募 集	貸付予定者決定	貸 付 時 期
入学時増額 奨学資金	10,900 人	令和7年8月下旬～ 10月中旬	令和7年12月上旬	令和8年2月上旬～3月下旬
奨学資金 (予約募集)	12,000 人			令和8年度中

2. 令和7年度以前高校等入学生に対する制度運営

(1) 奨学生の募集(在学、緊急)と奨学資金の貸付

次のとおり、実施する。

区 分	貸付予定者 (定員)	募 集	採用・貸付決定	貸 付 日		
				1 回目	2 回目	3 回目
予約奨学生	8,166 人	令和6年8月下旬～ 10月中旬	・令和6年12月上旬に予約採用 ・令和7年4月上旬、進学届の提出により本採用決定	5月30日	10月14日	1月30日
継続奨学生	11,600 人	令和6年度以前	令和7年4月中旬に資格審査を行い、継続貸付決定	5月30日		
在学奨学生	900 人	令和7年4月中旬～ 5月中旬	令和7年6月下旬に審査を行い、採用決定	7月10日		

注) ※1 緊急採用は、6月～翌年2月の間で随時受付

※2 在学奨学生の貸付予定者(定員)は、直近の実績より推計

(2) 高校間の転学にかかる奨学生募集と貸付

次のとおり、実施する。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・ 募集時期 | 各学期の初め |
| ・ 募集する奨学金 | 入学時増額奨学資金及び奨学資金 |
| ・ 貸付の決定 | 申込月の翌月上旬 |
| ・ 貸付日 | 申込月の翌月下旬 |

Ⅱ 大学等就学支援利子補給制度の運営 【予算額 大学等就学支援利子補給補助金 10 千円（令和 6 年度 11 千円）】

平成24年度大学入学資金貸付制度の廃止に伴い、平成25年度大学等入学者について、無利子貸付制度による借入を希望しながら、家庭の経済的事情等から利用できず、やむを得ず有利子貸付制度により借入した場合において、当該借入金の返還時に借受者が負担した利子相当額を補助する。（平成24年度のみ募集）

- | | |
|---------|---------------------|
| ・ 受給資格者 | 6 名 |
| ・ 受給対象者 | 6 名 |
| ・ 申請時期 | 令和 8 年 1 月上旬～ 2 月下旬 |

Ⅲ 奨学金の回収

今後も安定した奨学金貸付制度を運営するため、次のとおり確実な回収を図る。特に新規滞納を抑制する観点から、現年度回収率89.4%を目標とする。

また、過年度債権について、回収困難な長期滞納債権が増加し、返還率の著しい低下が見込まれるが、滞納ゼロ作戦を強化し、過年度回収率の低下を抑制する。

(1) 次のとおり回収を図る。

(単位:千円)

区 分	調定予定額	回収目標額	回 収 率
過 年 度	4,010,342	519,606	13.0 %
現 年 度	3,884,139	3,473,322	89.4 %
未 期 限	299,867	299,867	100.0 %

注) 「過年度」とは、前年度以前に返還時期が到来し、その返還が遅れている額である。

「現年度」とは、本年度に返還が発生する額である。

「未期限」とは、次年度以降に返還時期が到来する額である。

(2) 返還請求等事務

- ・新規返還者への返還開始通知(口座振替手続案内)、口座振替予告通知・再振替通知、請求書、督促状の発送
- ・口座振替不能者、郵便物返戻者への SMS(ショートメッセージ)による案内文書の送信
- ・入金の確認、その他(住所確認調査等)

IV 滞納ゼロ作戦の実施（滞納金の整理等）

滞納対策として、平成 21 年度から「滞納ゼロ作戦」を展開し、新規滞納発生の未然防止、滞納初期段階からの集中督促、支払督促等の法的措置の強化などに取り組んだ結果、着実に滞納額を抑制してきた。

しかし、長期滞納債権の滞納額全体に占める割合が増加していることから「滞納ゼロ作戦」を修正、強化し、効果的かつ効率的に長期滞納債権の回収をはかるとともに、回収不能な長期滞納債権については適切に償却を進め、滞納額の早期削減に努める。

なお、令和 6 年度の滞納見込額は 40.9 億円で、修正目標 41.4 億円を達成する見込みである。

また、令和 7 年度の目標額については、中期経営計画目標額を前倒しで達成する見込みであるため、令和 6 年度の実績（見込）額から 1.9 億円の削減を目標とし、中期経営計画目標から 2.8 億円減額修正した 39.0 億円とする。

■滞納額の推移

		滞 納 額				前年度比
		中期経営計画目標	修正目標	実績（見込）	差額	実績（見込）増減
第 1 期 中期経営計画	平成 24 年度	58.8 億円	—	58.8 億円	±0.0 億円	+1.1 億円
	平成 25 年度	59.9 億円	—	59.9 億円	±0.0 億円	+1.1 億円
	平成 26 年度	60.6 億円	—	60.6 億円	±0.0 億円	+0.7 億円
	平成 27 年度	60.9 億円	—	60.6 億円	▲0.3 億円	±0.0 億円
	平成 28 年度	60.4 億円	—	60.3 億円	▲0.1 億円	▲0.3 億円
第 2 期 中期経営計画	平成 29 年度	59.3 億円	—	59.3 億円	±0.0 億円	▲1.0 億円
	平成 30 年度	57.6 億円	—	57.3 億円	▲0.3 億円	▲2.0 億円
	令和元年度	55.7 億円	—	55.1 億円	▲0.6 億円	▲2.2 億円
	令和2年度	54.0 億円	—	50.5 億円	▲3.5 億円	▲4.6 億円
	令和3年度	51.6 億円	49.1 億円	46.9 億円	▲2.2 億円	▲3.6 億円
第 3 期 中期経営計画	令和4年度見込	46.7 億円	—	44.4 億円	▲2.3 億円	▲2.5 億円
	令和5年度目標	45.4 億円	43.2 億円	42.6 億円	▲0.6 億円	▲1.8 億円
	令和6年度目標	43.7 億円	41.4 億円	(40.9 億円)	(▲0.5 億円)	(▲1.7 億円)
	令和7年度目標	41.8 億円	39.0 億円	—	—	—
	令和8年度目標	39.8 億円	—	—	—	—

○ 滞納発生の未然防止と滞納の長期化防止

① 滞納の新規発生の抑制・返還モラルの向上

(貸付前の取組み)

- ・貸付申込時における借用証書の提出により、奨学金の貸付を受けているという意識を生徒自身に持ってもらう。

(貸付中の取組み)

- ・高校等へ当該校の卒業生の滞納率などを記載した返還状況表等を送付し、返還指導や奨学金教育に活用してもらうよう依頼する。
- ・当会職員が高校等を訪問して、卒業予定の奨学生に卒業後の返還手続きを説明するとともに、奨学金の趣旨や返還の必要性を訴えることにより、返還意識を高め卒業後の確実な返還を促進する。

(貸付後（返還者へ）の取組み)

- ・返還意識の向上を図るため、在学猶予中の返還者に対し毎年「残高および返還開始時期等のお知らせ」等を送付する。
- ・継続的な返還を確保するため、窓口納付者に対し口座振替への切替えを促進する。

② 短期滞納者への督促強化（未入金期間1年未満）

- ・滞納期間が2カ月の者に対し電話・文書による督促を行う。さらに連帯保証人に対し借用人が返還するよう督促する。（返還期日を超えた者（延滞者）には、速やかに督促を行う。）
- ・滞納期間が3カ月以上の者に対する弁護士名による催告文書の送付や滞納期間6カ月以上の者に対する弁護士名による支払督促申立予告を行う。なお、返還に応じない者については、支払督促申立等の法的措置を講じる。
- ・口座振替不能者に対して、SMS（ショートメッセージ）を送信し、残高不足で口座振替が不能となった旨、及び次月振替日の案内を行う。

③ 長期滞納者からの回収促進（未入金期間1年以上）

- ・長期滞納者に対して、電話・文書による督促に加え、自宅訪問を積極的かつ効率的に行うことにより、返還交渉を強化し一層の回収を図る。
- ・返還約束者について、常に返還状況を把握し、不履行の場合は粘り強く継続的な交渉を続け回収を図る。
- ・民間回収会社（サービサー）を複数年契約により安定的に活用し、効果的・効率的に回収を図る。
- ・資力がありながら返還に応じない滞納者に対して、強制執行による給与や預貯金の差し押さえにより回収を図る。

④ 回収不能債権の償却

- ・サービサー委託により概ね10年以上の長期債権について、債務者の現況等を調査のうえ、真に回収が見込めない債権については債権の償却基準に照らし適正な償却を行う。

⑤ 返還困難者への対応

- ・奨学金等の返還が困難な者からの相談に応じ、返還者の就労や所得の状況などを聞き取り、返還方法の変更や返還猶予など個々の状況に即したきめ細かな対応を図る。

⑥ 企業による社員の奨学金代理返還

- ・奨学金の返還方法の拡充のため、奨学金の貸与を受けていた社員の返還残額を、企業が社員に代わって育英会に直接返還する制度（企業の返還支援（代理返還）制度）を促進する。

⑦ ホームページの活用

- ・当会ホームページに、奨学金の趣旨や返還の必要性、奨学金代理返還制度等の情報を発信し、返還を促進する。

V 債権の適正管理

奨学金等貸付債権の適正な管理を行うため、債務者区分を行い、リスク管理の徹底を図る。

1. 債務者区分の実施

返還の可能性の度合いに応じて債務者を区分し、債務者情報等を的確に収集して債権を適正に管理する。

2. 返還の猶予

借用人が大学等へ進学した場合や疾病や経済的理由等により返還が困難となった場合には、申請に基づき返還の猶予を認める。

3. 返還方法の変更

経済的理由等により滞納額の一括返還が困難となった場合には、申請に基づき分割返還(条件変更)を認める。

4. 返還の免除

借用人等が死亡又は身体の障害等のため返還の見込みがないと認められる場合には申請に基づき返還の全部又は一部を免除する。

5. 自己査定

債務者区分に応じて債権を分類し、分類債権ごとに貸倒引当金を計上する。

6. 償 却

債務者の現況等を調査のうえ、真に回収が見込めない債権については、債権の償却基準に基づき適正に償却する。

VI 育英特別事業の実施

1. 奨学基金事業

(1) USJ奨学金給付事業 【予算額 1,500万円（令和6年度 1,500万円）】

合同会社ユー・エス・ジェイ(USJ)からの寄附金を活用し、非常に強い向学心がありながら経済的に厳しい学習環境にある高校生を支援することにより、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る。

○給付額 1人 最高100万円 給付人数 15名（予定）

○給付方法 2年次及び3年次に各20万円 大学・短期大学・専門学校進路確定時に60万円

○申込資格

- ・大阪府内の高校等に在学する2年次の生徒であること
- ・1年次の成績の平均値(評定平均値)が4.3以上であり、しっかりとした将来の夢を持ち、その実現のために大学・短期大学・専門学校への進学を希望する生徒であること
- ・ボランティア活動やクラブ活動、生徒会活動等に積極的に参加している生徒であること
- ・生徒の保護者が大阪府内に住所を有し、保護者の令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計が51,300円未満(年収めやす350万円未満)であること

注) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合

○募集期間 令和7年5月下旬～6月下旬

(2) 夢みらい奨学金給付事業 【予算額 6,000万円（令和6年度 6,000万円）】

府民からの寄附金を活用し、経済的に厳しい学習環境にあっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る。

○給付額 1人 最高50万円 給付人数 120名（予定）

○給付方法 3年次に20万円 大学・短期大学・専門学校進路確定時に30万円

○申込資格

- ・大阪府内の高校等に在学する3年次の生徒であること
- ・2年次の成績の平均値(評定平均値)が3.8以上であり、かつ高校等在学中に生徒会活動、クラブ活動、ボランティア活動等の学校・地域活動等に参加し、その行動及び努力が顕著な生徒であること

- ・生徒の保護者が大阪府内に住所を有し、保護者の令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計が51,300円未満(年収めやす350万円未満)であること。

注) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合

○募集期間 令和7年5月下旬～6月下旬

2. 教育振興基金事業

(1) 特別奨励金給付事業 【予算額 750万円 (令和6年度 750万円)】

旧基本財産の運用益等に加え、令和6年度より、大阪厚生信用金庫からの寄附金も活用し、児童福祉法に基づく里親等に養育されている、若しくは児童養護施設等に入所している、又は児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)に入居している者で、高等学校等に在学し、大学等に進学する者の就学を支援する。

○給付額 10万円／人

○募集期間 9月下旬～11月上旬

(2) 教育環境整備支援事業 【予算額 200万円 (令和6年度 200万円)】

昭和62年以降大阪府立大阪南視覚支援学校に対し、寄附金の運用益をもって教育用機材等を寄贈してきたが、寄附者の意向を踏まえ、令和5年度より、大阪府立大阪南視覚支援学校及び大阪府立大阪北視覚支援学校に対し、寄附金原資を取り崩して視覚障がい児(者)の教育・学習に必要な教材教具等を寄贈する。

VII 募金活動の実施 < 目標額 6,000万円 (令和6年度 6,000万円) >

給付型奨学金を維持・拡充し、将来も安定した運営ができるように、原資の確保を図るため広く民間等からの寄附を募る。

(取組み)

- ・自治体の教育担当部門や図書館、集客施設、経済関係団体や公共的団体などに対し、夢みらい奨学金事業の意義や資金確保の必要性について、積極的に情報提供を行い寄附の拡大につなげる。
- ・奨学生の思いを「奨学生の声」として育英会ガイドブックやホームページに掲載する。

- ・夢みらい奨学生による街頭募金を実施し、寄附の拡大につなげる。
- ・ホームページの活用等、様々な取り組みを発信するための広報手法の充実を図るなど、安定的な寄附金の確保のための方策を検討する。

VIII 広報・啓発活動の実施

(1) 返還説明会の開催

育英会職員が、高等学校等を訪問して、卒業予定の奨学生に卒業後の返還手続き、奨学金の趣旨や返還の必要性などについて説明を行うとともに、説明会の開催が難しい通信制高校に対しては、説明内容をまとめた動画を作成し、オンデマンド方式による配信等により、返還モラルの向上を図り、卒業後の確実な返還を促す。

- ・開催校 45校(予定) (令和6年度実績 37校)

(2) 相談事業の実施

大阪私立中学校高等学校連合会が主催する「大阪私立学校展」において、大阪府育英会相談コーナーを設置し、奨学金制度等の相談に応じる。

- ・実施時期 8月中旬(予定)
- ・場 所 天満橋OMMビル

(3) 奨学金制度の周知

府政だよりや当会ホームページなどの広報媒体を活用し、奨学金貸付制度の周知に努める。特に、中学校段階での予約奨学金制度の一層の周知を図るため、府内の全中学3年生に対し、奨学金の趣旨等を記載したチラシを全員に配布する。また、「大阪私立学校展」の大阪府育英会相談コーナーで、先輩奨学生から奨学金の趣旨や返還の必要性を伝えるビデオレターを上映することにより、返還モラルの向上を図り、卒業後の確実な返還を促す。

- ・配布時期 5月下旬、7月初旬及び8月下旬

(4) 給付型奨学金の周知

中学生3年生及びその保護者に対し、USJ 奨学金・夢みらい奨学金の制度内容を掲載したチラシ配布し、給付型奨学金の周知を行う。